

令和7年6月

警察署長の駐車許可制度改正のお知らせ

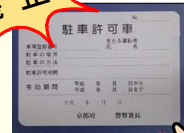


1 改正日

令和7年7月1日（火）

2 主な改正のポイント

- (1) 許可要件の見直し
- (2) 申請様式、申請要領の全国統一
- (3) 駐車許可標章の廃止（同時に通行許可標章も廃止）
- (4) 申請手続の簡素合理化



3 許可要件の見直し

京都府道路交通規則及び審査基準を改正し、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について、個別具体的に審査し、駐車許可の可否を決定します。

4 申請手続、申請要領の全国統一

- (1) 駐車許可申請書、再交付申請書、記事項変更届の様式と手続を制定

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ア 駐車許可を受けるとき、駐車場所を追加するとき | ⇒ 駐車許可申請 |
| イ 許可証を紛失、滅失、汚損等をしたとき | ⇒ 再交付申請 |
| ウ 許可を受けていた駐車場所を削除するとき | ⇒ 記載事項変更届 |

- (2) 駐車許可申請に必要な書類（各書類は2部ずつ必要です。）

- ア 駐車許可申請書

※ 旧様式では申請できません。

※ 駐車する場所が複数ある場合は、駐車の日時場所を記載した別紙を含む。

- イ 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面等

- ウ 申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、申請に係る場所に印をしたもの）

- エ 申請に係る用務を明らかにできる書面

5 駐車許可標章の廃止

許可を受け駐車をする時は、駐車許可証及び駐車場所の一覧表を車両の前面の見やすい箇所にその記載事項が前方から見えるように掲出することとなります。

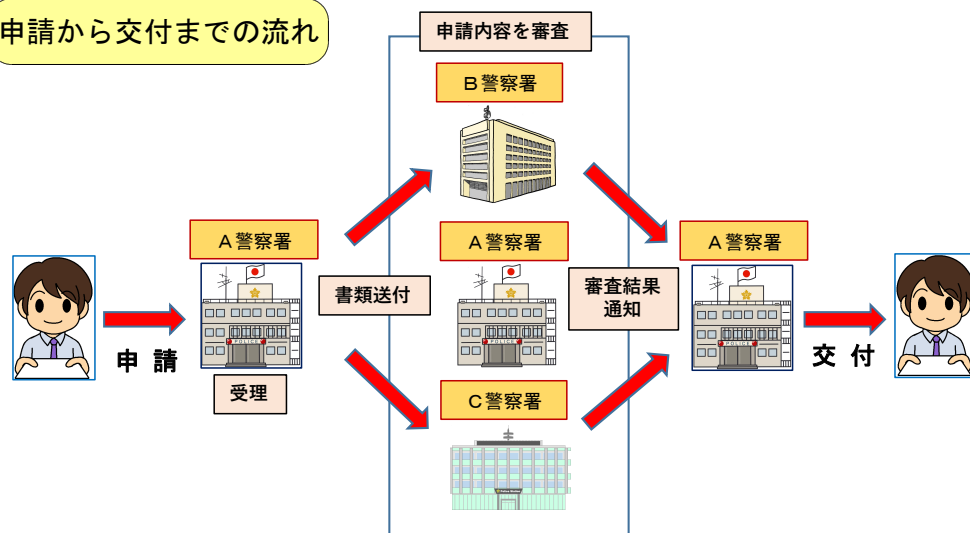
※ 改正前の制度で駐車許可標章の交付を受けた方は、その有効期間中に限り、これまでとおりその標章を掲出してください。

6 申請手続の簡素合理化

(1) 申請窓口

申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内に及ぶ場合は、駐車場所を管轄するいずれか一つの警察署で一括申請、許可証の交付を受けることができます。

申請から交付までの流れ



【一括申請時の注意点】

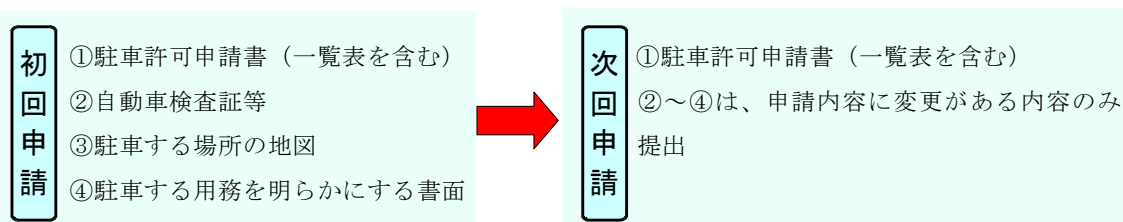
- ① 申請書類は申請した警察署で受理することとなりますが、各警察署への書類の送付、各警察署における審査手続に日数を要しますので、許可を受けたい日の遅くとも1週間前までには申請してください。

※ 許可証の交付までに予定以上の日数を要する場合があります。

- ② 申請する方に作成していただく「駐車場所一覧表」や「駐車する場所の地図」については、管轄警察署（行政区）ごとに分けて作成してください。

(2) 申請に必要な書類

定期的に申請を行う場合で、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請については、申請書に添付する書類を変更が生じた内容を疎明する書類のみとすることができます。ただし、改正後1回目の申請は添付する書類を全て提出してください。



添付書類を省略して申請する場合は、申請の際に前回の許可内容と同一の申請であることを確認する必要がありますので、前回に受けた許可証（写し）を持参してください。

申請書の様式、その他の詳細は京都府警察ホームページをご覧ください。